

改正後	改正前
<p>第一条～第五条（略）</p> <p>（法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由）</p> <p>第六条 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。</p> <p>イ～（略）</p> <p>ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「経営承継受贈者」という。）であること。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員（会社法第三百二十九条第一項に規定する役員をいい、当該中小企業者が持分会社である場合にあ</p>	<p>第一条～第五条（略）</p> <p>（法第十二条第一項の経済産業省令で定める事由）</p> <p>第六条 法第十二条第一項第一号の経済産業省令で定める事由は、中小企業者の代表者（代表者であつた者を含む。）の死亡又は退任に起因する経営の承継に伴い生じる事由であつて、次に掲げるものとする。</p> <p>一～六（略）</p> <p>七 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者に係る贈与者からの贈与の時以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が贈与により取得した当該中小企業者の株式等に係る贈与税を納付することが見込まれること。</p> <p>イ～（略）</p> <p>ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（以下「経営承継受贈者」という。）であること。</p> <p>(1)～(3)（略）</p> <p>(4) 当該贈与の直前において第十六条第一項の確認（第七条第一項又は第二項の変更の確認があつた場合にあっては、変更後の確認。以下この号及び次号において同じ</p>

つては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。)であること。

(5) (略)  
(6) 削除

(7) 当該中小企業者の株式等の贈与者(当該贈与の時前に  
おいて、当該中小企業者の代表者であった者に限る。)が、当該贈与の直前(当該贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該贈与者が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前)において、当該贈与者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該贈与者が有する当該株式等に係る議決権数がいずれの当該同族関係者(当該中小企業者の経営承継受贈者となる者を除く。)が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかつた者であること。

(8) (略)  
チヌヌ (略)

(5) (略)  
(6) 当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定代表者(第十五条第四号の特定代表者をいう。次号において同じ。)であること。  
(7) 当該中小企業者の株式等の贈与者が、当該贈与の直前において、当該贈与者に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該贈与者が有する当該株式等に係る議決権数がいずれの当該同族関係者(当該中小企業者の経営承継受贈者となる者を除く。)が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかつた者であること。

(5) (略)  
(6) 当該贈与の直前において、当該中小企業者の株式等の贈与者が第十五条第三号の特定後継者をいう。次号において同じ。)であり、かつ、当該贈与の日まで引き続き三年以上にわたり当該中小企業者の役員(会社法第三百二十九条第一項に規定する役員をいい、当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、業務を執行する社員をいう。以下同じ。)であること。

(8) (略)  
チヌヌ (略)

八 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（次条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ〜へ（略）

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。以下「経営承継相続人」という。）であること。

(1)・(2)（略）

(3) 当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であつたこと（当該代表者の被相続人が六十歳未満で死亡した場合を除く。）。

八 当該中小企業者が次に掲げるいずれにも該当する場合であつて、当該中小企業者の代表者（当該代表者の被相続人（遺贈をした者を含む。以下同じ。）の相続の開始の日の翌日から五月を経過する日以後において代表者である者に限る。以下この号において同じ。）が相続又は遺贈により取得した当該中小企業者の株式等（次条第三項に規定する申請書を提出する時において、当該相続又は遺贈に係る共同相続人又は包括受遺者によつてまだ分割されていないものを除く。）に係る相続税を納付することが見込まれること。

イ〜へ（略）

ト 当該中小企業者の代表者が次に掲げるいずれにも該当する者（以下「経営承継相続人」という。）であること。

(1)・(2)（略）

(3) 当該相続の開始の直前において第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継者であり、かつ、当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であつたこと（次に掲げるいずれかに該当する場合を除く。）。

(i) 当該代表者（二人以上あるときは、そのうちの当該中小企業者が定めた一人に限る。）の被相続人（代表者であつた時において、その同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、その有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族

(5) (4)

削除 (略)

(5) (4)

関係者が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかったことがある被相続人に限る。(ii)及び(5)(ii)において同じ。)が六十歳未満で死亡した場合(当該代表者以外の者が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継者である場合を除く。)

(ii) 当該代表者が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の役員であつた場合であつて、当該代表者の被相続人の相続の開始の直前において当該代表者が有していた当該中小企業者の株式等に係る議決権の数と相続(公正証書による遺言によつて当該株式等につき遺産の分割の方法が定められたものに限る。)又は遺贈(公正証書による遺言によつて特定の名義で行われたものに限る。)により取得した当該株式等に係る議決権の数の合計数が総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数であるとき(当該代表者以外の者が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る特定後継者である場合を除く。)

(iii) 特定後継者の相続が開始した場合であつて、当該代表者が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当該確認に係る新たに特定後継者となることが見込まれる者(第十五条第六号の新たに特定後継者となることが見込まれる者をいう。)であるとき。

(略)

当該相続の開始の直前において、当該代表者の被相続人が第十六条第一項の確認を受けた当該中小企業者の当

(6) 当該代表者の被相続人（当該相続の開始前において、当該中小企業者の代表者であった者に限る。）が、当該相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合には、当該被相続人が当該代表者であった期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前）において、当該被相続人に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の経営承継相続人となる者を除く。）が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかった者であること。

(7) (略)

チ・リ (略)

九 (略)

2 6 (略)

(認定の申請)

第七条 (略)

2 法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該

該確認に係る特定代表者であること（次に掲げるいずれかに該当するときは除く。）。

(i) (3)(i)又は(ii)のいずれかに該当するとき。

(ii) (3)(iii)に該当する場合であつて、当該代表者の被相続

人が特定後継者であつたとき。

(6) 当該代表者の被相続人が、当該相続の開始の直前において、当該被相続人に係る同族関係者と合わせて当該中小企業者の総株主等議決権数の百分の五十を超える議決権の数を有し、かつ、当該被相続人が有する当該中小企業者の株式等に係る議決権の数がいずれの当該同族関係者（当該中小企業者の経営承継相続人となる者を除く。）が有していた当該株式等に係る議決権の数も下回らなかった者であること。

(7) (略)

チ・リ (略)

九 (略)

2 6 (略)

(認定の申請)

第七条 (略)

2 法第十二条第一項の認定（前条第一項第七号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該

認定に係る贈与の日の属する年の翌年の一月十五日（当該贈与に係る贈与税申告期限（次条第二項の贈与税申告期限をいう。以下この項において同じ。）前に当該中小企業者の経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該贈与の日の属する年において当該経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該中小企業者の経営承継受贈者が当該経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）を除く。）にあつては当該経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日又は当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与税申告期限前に当該経営承継受贈者の相続が開始した場合にあつては当該経営承継受贈者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一 (略)

二 当該贈与の直前（当該経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されている者を除く。次号において同じ。）でない場合にあつては当該経営承継贈与者が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該贈与の直前。以下この号において同じ。））、当該贈与の時及び当該贈与に係る贈与認定申請基準日における当該中小企業者（当該経営承継贈与者又は当該経営承継受贈者に係

認定に係る贈与の日の属する年の翌年の一月十五日（当該贈与に係る贈与税申告期限（次条第二項の贈与税申告期限をいう。以下この項において同じ。）前に当該中小企業者の経営承継贈与者の相続が開始した場合（当該贈与の日の属する年において当該経営承継贈与者の相続が開始し、かつ、当該中小企業者の経営承継受贈者が当該経営承継贈与者からの相続又は遺贈により財産を取得したことにより相続税法第十九条又は第二十一条の十五の規定により当該贈与により取得した当該株式等の価額が相続税の課税価格に加算されることとなる場合（当該株式等について同法第二十一条の十六の規定の適用がある場合を含む。）を除く。）にあつては当該経営承継贈与者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日又は当該贈与の日の属する年の翌年の一月十五日のいずれか早い日、当該贈与税申告期限前に当該経営承継受贈者の相続が開始した場合にあつては当該経営承継受贈者の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第七による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一 (略)

二 当該贈与の直前、当該贈与の時及び当該贈与に係る贈与認定申請基準日における当該中小企業者（当該経営承継贈与者又は当該経営承継受贈者に係る同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、当該贈与の直前及び当該贈与の時における当該中小企業者の定款の写し）

る同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。）の株主名簿の写し（当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、当該贈与の直前及び当該贈与の時における当該中小企業者の定款の写し）

三 登記事項証明書（当該贈与に係る贈与認定申請基準日以後に作成されたもの）に限り、当該経営承継贈与者が当該贈与の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては、当該経営承継贈与者が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。）

四〇九（略）

十 削除

十一（略）

3 法第十二条第一項の認定（前条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る相続の開始の日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続税申告期限（次条第三項の相続税申告期限をいう。）前に当該中小企業者の経営承継相続人の相続が開始した場合にあつては、当該経営承継相続人の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一（略）

二 当該相続の開始の直前（当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者（代表権を制限されて

三 登記事項証明書（当該贈与に係る贈与認定申請基準日以後に作成されたもの）に限る。）

四〇九（略）

十 第十六条第三項の確認書（第十七条第一項又は第二項の変更の確認があつた場合にあつては、同条第四項で準用する第十六条第三項の確認書を含む。次項において同じ。）

十一（略）

3 法第十二条第一項の認定（前条第一項第八号の事由に係るものに限る。）を受けようとする会社である中小企業者は、当該認定に係る相続の開始の日の翌日から八月を経過する日（当該相続に係る相続税申告期限（次条第三項の相続税申告期限をいう。）前に当該中小企業者の経営承継相続人の相続が開始した場合にあつては、当該経営承継相続人の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日）までに、様式第八による申請書に、当該申請書の写し一通及び次に掲げる書類を添付して、経済産業大臣に提出するものとする。

一（略）

二 当該相続の開始の直前、当該相続の開始の時及び当該相続に係る相続認定申請基準日における当該中小企業者（当該被

いる者を除く。次号において同じ。)でない場合にあつては当該被相続人が当該代表者であつた期間内のいずれかの時及び当該相続の開始の直前。以下この号において同じ。)、当該相続の開始の時及び当該相続に係る相続認定申請基準日における当該中小企業者(当該被相続人又は当該経営承継相続人に係る同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。)の株主名簿の写し(当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、当該相続の開始の直前及び当該相続の開始の時における当該中小企業者の定款の写し)

三 登記事項証明書(当該相続に係る相続認定申請基準日以後に作成されたもの限り、当該被相続人が当該相続の開始の直前において当該中小企業者の代表者でない場合にあつては当該被相続人が代表者であつた旨の記載のある登記事項証明書を含む。)

四〇九 (略)

十 削除

十一 (略)

相続人又は当該経営承継相続人に係る同族関係者である会社がある場合にあつては、当該会社を含む。以下この号において同じ。)の株主名簿の写し(当該中小企業者が持分会社である場合にあつては、当該相続の開始の直前及び当該相続の開始の時における当該中小企業者の定款の写し)

三 登記事項証明書(当該相続に係る相続認定申請基準日以後に作成されたものに限る。)

四〇九 (略)

十 第十六条第三項の確認書(前条第一項第八号ト(3)(i)に該当する場合にあつては当該中小企業者が経営承継相続人となる者を定めたことを証する書類及び当該経営承継相続人の被相続人が代表者であつた時における当該中小企業者の株主名簿の写し(当該中小企業者が持分会社である場合にあつては定款の写し。以下この号において同じ。)、同号ト(3)(ii)に該当する場合にあつては当該経営承継相続人の被相続人の遺言に係る公正証書の謄本及び当該被相続人が代表者であつた時における当該中小企業者の株主名簿の写し)

十一 (略)



4

(略)

第八条～第二十条 (略)

4

(略)

第八条～第二十条 (略)